

電気供給約款別紙（四国電力送配電株式会社管内）

実施要綱 四国 のむシリカ電力 低圧電力

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（四国のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a)契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(b)1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契

約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

ハ) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者等が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ニ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ホ) 契約電力

契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は本約款別表5（契約容量および契約電力の算定方法）(2)または(3)により算定するものとします。

ヘ) 料金単価（税込）

基本料金	契約電力 1キロワットにつき	kW	1,171円87銭
電力量料金	7月1日～9月30日	1kWh	25円71銭
	上記以外	1kWh	24円28銭

ト) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表1(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（ニ(契約電力)の本約款別表5（契約容量および契約電力の算定方法）(3)により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、本約款別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

ただし、当社システムの仕様により、上記の数値が85パーセントを上回る場合には一律90パーセントとし、85パーセントを下回る場合には一律80パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

チ) その他

(a) 電気料金は、時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(b) 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。

別 表

1. 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{加重平均力率} \\ \text{機器総容量} \\ \text{(パーセント)} \end{array} = \frac{100\text{パーセント} \times \left[\begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right] + 90\text{パーセント} \times \left[\begin{array}{l} \text{力率90 パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right] + 80\text{パーセント} \times \left[\begin{array}{l} \text{力率80 パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right]}{\text{機 器 総 容 量}}$$